

JFA

ロングパイル人工芝 ピッチ公認制度 ガイドライン



公益財団法人日本サッカー協会
施設委員会

〈第8版〉2022年6月23日

目次

I. はじめに	P.3
II. ピッチ公認規則並びに基準の概要	P.3
II-i. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規則	P.4
II-ii. JFA ロングパイル人工芝基準	P.8
III. 申請の手順	P.12
III-i. 製品検査申請の手順	P.12
III-ii. ピッチ公認申請の手順	P.12
III-iii. ピッチ公認更新申請の手順	P.13
様式1 JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書	P.15
様式2 ロングパイル人工芝製品仕様	P.17
様式3 JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書	P.19
様式4 JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書	P.23
様式5 JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認(公認の更新)における費用について	P.24
IV. 検査方法について	P.26
ラボテスト(製品検査)	P.27
フィールドテスト(現地検査)	P.34
V. ガイドライン	P.38
VI. 問い合わせ先	P.39

I. はじめに

公益財団法人日本サッカー協会

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度について

本制度は、サッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認する制度であり、人工芝製品を公認する制度ではありません。

1993年のJリーグの開幕を契機としたJクラブのホームスタジアムの整備にはじまり、2002年のワールドカップ開催に向けて整備されたスタジアムや公認キャンプ地、更には、2002 FIFA ワールドカップ™記念事業の「サッカーを中心としたスポーツ環境整備モデル事業」の助成金を受けて整備された各地のサッカー拠点など、近年数多くの天然芝のピッチが全国各地に新設・改修されてきました。

しかしながら、土のグラウンドを次々と天然芝に改修していくことを期待するには、天然芝ピッチのコンディション維持やランニングコストの確保の面で容易ではありません。こうした課題の解決策として、近年、サッカーの競技特性に対応した新世代(ロングパイル)人工芝が開発されました。

日本サッカー協会では、「Players First！」の視点に立った良質なプレー環境の供給、そして、不足状態にある芝のピッチの確保という2つの観点から、天然芝ピッチを補完するという意味で人工芝ピッチの導入を容認し、2003年に人工芝ピッチの確保とレベルの維持を目的とした「JFA ロングパイル人工芝公認規則」を制定いたしました。

天然芝ピッチの整備に加え、日本各地に数多くの人工芝ピッチの整備が進んでおり、これらは本規則に基づき公認施設となり、今後も増加していくものと思われます。

今後も、人工芝ピッチの有効利用により、天然芝ピッチの確保・整備がより円滑に行える環境を醸成し、結果として多くの天然芝ピッチを確保できるよう、質・量ともに、より良いプレー環境を整備していきたいと考えております。

II. ピッチ公認規則並びに基準の概要

2003年9月JFAは世界のサッカー界の趨勢を受け、FIFAやUEFAの基準や試験方法を参考にしながらも、JFA独自の観点を加味し「JFA ロングパイル人工芝公認規則」・「JFA ロングパイル人工芝基準」を制定しました。過去4回の改訂時においても、所有者・使用者に対するアンケートや、一定期間使用した施設のデータの採取等、基準値が適正であるかどうかの検証を行ってきました。

制度のスタートから12年が経過し、この12年間で人工芝の使用頻度が各段に増え、耐久年数も短くなる傾向もみられます。また、FIFA Quality Concept for Football Turfが2015年10月に改訂され、試験方法・基準値が見直しをされました。この流れを受けて、今回の規則・試験方法・基準値を改訂することに着手し、必要なものについては見直しを実施しました。

基準は、ラボテスト(製品検査)とフィールドテスト(現地検査)によって構成されています。申請及び検査についての概要を示します。

2017年7月13日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第6版(2012年版)・検査実施マニュアル第5版(2012年版)または本ガイドブック2017年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018年4月1日以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック2022年版の基準値を満たすこととします。

Ⅱ- i . JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規則

第 1 条〔本規則の目的〕

本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）付随的事業規則 第 4 節 第 11 条に基づき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。

第 2 条〔本制度の目的〕

- ① 本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。
- ② 本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。

第 3 条〔公認の条件〕

- ① 公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝と同一製品を敷設しなければならない。これに違反した場合は本規則 第 19 条に基づいた措置を行う。
- ② 公認を受けようとする者（以下「施設所有者」という）は下地が完成した時点（人工芝敷設前）とピッチが完成した時点（人工芝敷設後）で、フィールドテストを2回受け、基準値を満たさなくてはならない。なお、フィールドテスト中にメンテナンスを行うことはできない。

第 4 条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕

- ① 製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。
- ② 製品検査（ラボテスト）を受けようとする者（以下「申請者」という）は下記申請書類を本協会に提出し、人工芝のサンプルを指定検査機関へ提出すること。なお、検査費用については指定検査機関に支払わなければならない。

1. 申請書類

- ・JFA ロングパイル人工芝ピッチ製品検査申請書〔様式1(1/2)〕
- ・ロングパイル人工芝製品仕様〔様式2〕
- ・登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）

2. サンプル

- ・人工芝試験片 1m×1m を 2 枚
- ・充填物
- ・ショックパッド 1m×1m を 1 枚（使用の場合のみ）

3. 製品検査の免除申請

FIFA QUALITY PRO（FIFA 推奨 2 スター）又は FIFA QUALITY（FIFA 推奨 1 スター）の認定を既に受けた製品は、製品検査の一部を免除することができる。上記「1. 申請書類、2. サンプル」と共に以下を提出すること。

- ・JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書〔様式1(2/2)〕
- ・FIFA 製品検査機関証明書（写）
- ・FIFA 認定証（写）

- ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。
- ⑤ 申請者は日本国内に事業所を有する企業とする。

第 5 条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

- ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証（以下、「製品検査完了証」という）を申請者に発行するものとする。
- ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。

- ⑤ 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設所有者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第6条〔新規公認の手続〕

- ① 施設所有者は、本協会に下記の書類を提出しなければならない。
- ・JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書〔様式3〕
 - ・製品検査完了証明証(写)
 - ・工程表(人工芝敷設を含むもの)
 - ・人工芝ピッチ平面図
- ② フィールドテストは指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ④ 新規公認の申請は施設所有者でなくてはならない。

第7条〔新規公認の結果〕

- ① 公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ② 指定検査機関の検査(フィールドテスト2回)の結果については本協会から施設所有者に通知する。
- ③ 本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ④ 公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第8条〔新規公認料・検査費用〕

- ① 施設所有者は本協会に対して30万円(別途消費税)の公認料を支払うものとする。
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に支払うものとする。
- ※なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認(公認の更新)における費用について参照〔様式5〕

第9条〔新規公認の有効期間〕

公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より36カ月とする。

第10条〔更新公認の手続〕

- ① 施設所有者は公認期限の90日前までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。なお、公認取消後の更新希望する場合は、本協会の施設委員会の承認により決定する。
- ・JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書〔様式3(1/4)のみ〕
 - ・JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書〔様式4〕
- ② 施設所有者は、申請後から公認期限までに人工芝敷設後の検査を受けるものとし、フィールドテストに関わる費用は指定検査機関に支払わなければならない。
- ③ 公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第3条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関のフィールドテスト(2回)を受けるものとする。
- ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本規則が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則1回の検査を免除する。なお、本協会に人工芝敷設前と同等の自主検査結果を提出し、基準値を満たしていることが必要となる。
- ④ フィールドテストは指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ⑤ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑥ 更新公認の申請は施設所有者でなくてはならない。

第11条〔更新公認の結果〕

- ① 公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ② 指定検査機関のフィールドテストの結果については本協会から施設所有者に通知する。
- ③ 本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ④ 公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第12条〔更新公認料・検査費用〕

- ① 公認が更新された施設所有者は本協会に対して10万円(別途消費税)の公認料を支払うものとする。
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に支払うものとする。
- ※なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。JFA ロングパイル人工芝

ピッチ公認(公認の更新)における費用について参照[様式5]

第 13 条〔更新公認の有効期間と更新公認料〕

- ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替による更新の公認期間は、新たに公認証の発行を受けた日より 36 カ月(新規)とする。
[全面張替による更新(新規) 36 カ月 10万円(別途消費税)]
更 新(1 回目)36 カ月 10万円(別途消費税)
再 更 新(2 回目)24 カ月 6万円(別途消費税)
以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税)

第 14 条〔公認期間中改修工事〕

公認期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

第 15 条〔ショックパッドの再利用について〕

ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。

第 16 条〔保守管理〕

- ① 施設所有者は、公認有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。
- ② 施設所有者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。

第 17 条〔公式試合の実施〕

「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途大会主催者の定めるところによる。

第 18 条〔免責〕

- ① 本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- ② ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。

第 19 条〔違反の効果〕

- ① 施設所有者が本規則に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、公認取消の措置をとることができる。
- ② 前項の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。

第 20 条〔改正〕

この規則の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。

第 21 条〔施行〕

本規則は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。
本規則は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。
本規則は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。
本規則は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。
本規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
本規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
本規則は、令和 4 年(2022 年)7 月 1 日から施行する。

本協会が主催する国内競技会において、競技のフィールドに人工芝フィールドが用いられる場合、その表面は FIFA サッカー芝クオリティプログラム (FIFA Quality Programme for Football Turf) または国際試合基準 (International Match Standard) もしくは「JFA ロングパイル人工芝公認ピッチ」の要件を満たさなければならない。

なお、人工芝フィールドの利用については各競技会規定もしくは施設基準等に記載するものとする。

ただし、本協会が主催するユース年代のリーグ戦、年長者、グラスルーツの競技会における人工芝フィールドの利用及び本協会から特別な適用免除を受けた場合はこの限りではない。

※免除対象となる理由

ユース年代 (2 種・3 種・4 種) のリーグ戦推進にあたり、ホームアンドアウェイ方式の公式試合において、学校等が所有する人工芝フィールドの利用と年長者、グラスルーツの競技会に積極的な利活用ができるようにするため。

II-ii. JFA ロングパイル人工芝基準

1. ロングパイル人工芝の定義

長さ 50mm 以上の合成樹脂製パイルもしくは、隙間に弾性材を含む粒状材料を充填しパイルを安定させた人工芝複合製品であること。

ただし、ショックパッド等を組み合わせた人工芝複合製品の合成樹脂製パイルの長さは 40mm 以上とする。

2. 検査基準値

2-1. ラボテスト(製品検査)

表 1・2 の基準値を全て満たすこと。

[表 1 性能検査]

試験項目	試験方法	基準値	
ボールの垂直反発高さ※1	EN 12235	初期、摩耗後:0.60-1.00m	
斜め方向へのボールバウンド	FIFA Test Method 02	45-70%	
衝撃吸収性※1	FIFA Test Method 04a	初期、摩耗後:50-70%	
垂直変位※1	FIFA Test Method 05a	初期、摩耗後:4-11mm	
回転抵抗※1	EN 15301-1	初期、摩耗後:25-50Nm	
耐候性	耐候処理	JIS B 7753 に規定のサンシャインウェザーメータ使用	
	耐光堅ろう度	変退色用グレースケールにて判定	変退色:4-5 級以上
	パイル糸引抜強さ 引抜強さ保持率	JIS L 1021-8 B 法 (1 束)	引抜強さ:30N以上 引抜強さ保持率:90%以上

※1 LISPORT 摩耗処理(5200 回往復)後、同検査を実施(耐久性-耐摩耗性)

[表 2 製品特定検査]

試験項目	試験方法	申請内容との許容誤差
単位面積当たりの全質量	ISO 8543 (JIS L 1021-4)	±10%以内
単位面積当たりのタフト数	ISO 1763 (JIS L 1021-5)	±10%以内
基部上のパイル長さ	ISO 2549	±5%以内
パイルの繊維鑑別	JIS L 1030 及び赤外分光分析	同じであること
基布の繊維鑑別	JIS L 1030 及び赤外分光分析	同じであること
パイル糸の太さ(dtex)	FIFA Test Method 23	±10%以内
パイルの色	RAL 番号	情報のため
充填物の粒径(砂、弾性材)	EN 933-1(FIFA Test Method 20)	最大でふりい1サイズの違い
充填物のみかけ密度(砂、弾性材)	EN 1097-3	±15%以内
充填物の深さ	EN 1969(FIFA Test Method 21)	±15%以内
弾性材の色	RAL 番号	情報のため
ショックパッドの衝撃吸収性※2	FIFA Test Method 04a	情報のため
ショックパッドの引張強さ※2	EN 12230	0.15MPa 以上
ショックパッドの厚さ※2	EN 1969	90%以上

※2 ショックパッド使用の場合のみ

2-2. フィールドテスト(現地検査)

2-2-1. 下地が完成した時点(人工芝敷設前)の確認項目

表 3 の基準値を全て満たすこと。

[表 3 下部構造特性の要求事項－新設時のみ]

試験項目	試験方法	基準値
傾斜	現場レベル測定	0～1.0%(※3) (センターから各コーナー方向 に対して)
平坦性	平坦性測定試験 3mプロフィルメータ使用時	各ライン 2.4mm 以下
基盤の透水性	現場透水試験器	15 秒以下/300ml

※3 現場の排水計画により、設計上この基準値を満たさない場合は、別途理由書を添付のこと

2-2-2. ピッチが完成した時点(人工芝敷設後)の確認項目

表 4、表 5 の基準値を全て満たすこと。表 5 は現場に敷設する人工芝サンプルを使用する。

[表 4 人工芝敷設後(現地検査)の要求事項]

試験項目	試験方法	基準値
ボールの垂直反発高さ	EN 12235	新規:0.6-1.0m 更新時:0.6-1.2m
ボールの転がり	FIFA Test Method 03	新規:4-10m 更新時:4-13m
衝撃吸収性	FIFA Test Method 04a	新規、更新時:50-70%
垂直変位	FIFA Test Method 05a	新規、更新時:4-11mm
回転抵抗	EN 15301-1	新規、更新時:25-50Nm
ピッチの外観検査	FIFA Test Method 12	更新時のみ:10mm 未満 その他プレーに支障があると考えら れる箇所がないこと

[表 5 敷設人工芝の素材特定および同一性検査(新設時と全面張替時)]

試験項目	試験方法	申請内容との許容誤差
単位面積当たりの全質量	ISO 8543 (JIS L 1021-4)	±10%以内
単位面積当たりのタフト数	ISO 1763 (JIS L 1021-5)	±10%以内
基部下のパイル長さ	ISO 2549	±5%以内
パイルの繊維鑑別	JIS L 1030 及び赤外分光分析	同じであること
基布の繊維鑑別	JIS L 1030 及び赤外分光分析	同じであること
パイル系の太さ(dtex)	FIFA Test Method 23	±10%以内
パイルの色	RAL 番号	同じであること
充填物の粒径(砂、弾性材)	EN 933-1(FIFA Test Method 20)	dとDの間に60%
充填物のみかけ密度(砂、弾性材)	EN 1097-3	±15%以内
弾性材の色	RAL 番号	同じであること
ショックパッドの衝撃吸収性※2	FIFA Test Method 04a	製品検査時の数値に 対して±5%以内
ショックパッドの引張強さ※2	EN 12230	0.15MPa 以上
ショックパッドの厚さ※2	EN 1969	申請値の 90%以上

※2 ショックパッド使用の場合のみ

参考規格

- ・FIFA Quality Concept for Football Turf—Handbook of Requirements (January 2012 Edition)
- ・FIFA Quality Programme for Football Turf—Handbook of Requirements (October 2015 Edition)

〈2017年 検査項目の主な変更点〉

ラボテスト(製品検査)

- ・線形摩擦の廃止
- ・斜め方向へのボールバウンドの基準値を変更
- ・パイル糸引抜強さの基準値を追加
- ・製品特定検査(表2)を14項目追加。

フィールドテスト(現地検査)

- ・敷設人工芝の素材特定および同一性検査(表5)を8項目追加。

呼称の変更点

- ・「垂直方向変形」を「垂直変位」とした。
- ・「アンダーパッド」を「ショックパッド」とした。
- ・表5の「素材識別…」を「素材特定…」とした。

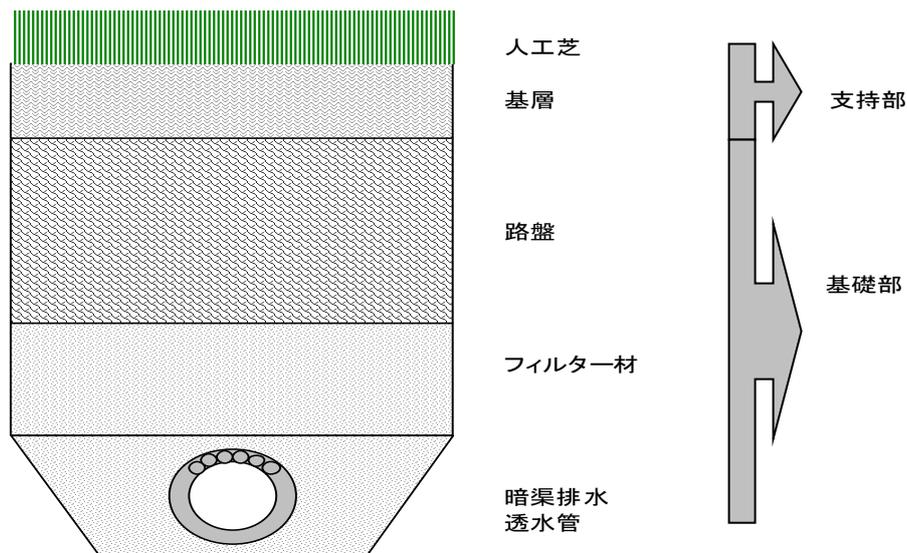
2-3. 下部構造

下部構造の状態によって人工芝敷設後の仕上がりに大きく影響を及ぼす可能性がある。そのため、本協会では下地が完成した時点で下部構造に関する検査を受け、一定の基準値を満たすこととしている。

下部構造に関して、以下の項目について考慮することが望ましい。

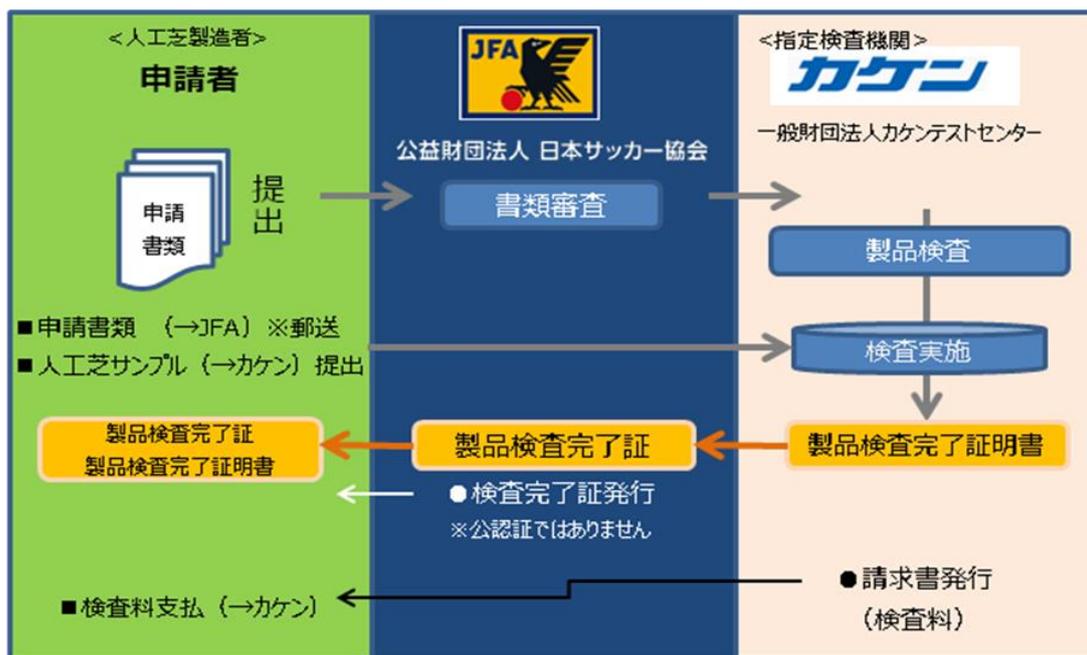
建設地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質条件による現路床の上、安定処理選択 ・気象条件 寒冷地の凍結深度による構成厚条件 浸透水を除去するための暗渠設置 夏期の温度上昇対策用の散水設備
支持部	<ul style="list-style-type: none"> ・変形しない固定された耐荷重支持層〔アスファルト舗装等〕 ・降雨時の表面排水の勾配及びボールの転がり挙動を考慮した傾斜の設定 ・透水性(空隙率)を考慮した支持層〔開粒アスファルト混合物舗装等〕 ・平坦性を考慮した舗装構造〔アスファルト舗装等〕及び施工法の考慮
基礎部	<ul style="list-style-type: none"> ・上層部の支持強度および透水性を考慮した路盤層(碎石路盤) * 構成厚は支持強度及び凍結深度を考慮

ロングパイル人工芝舗装断面(例)



Ⅲ. 申請の手順

Ⅲ- i 製品検査申請の手順

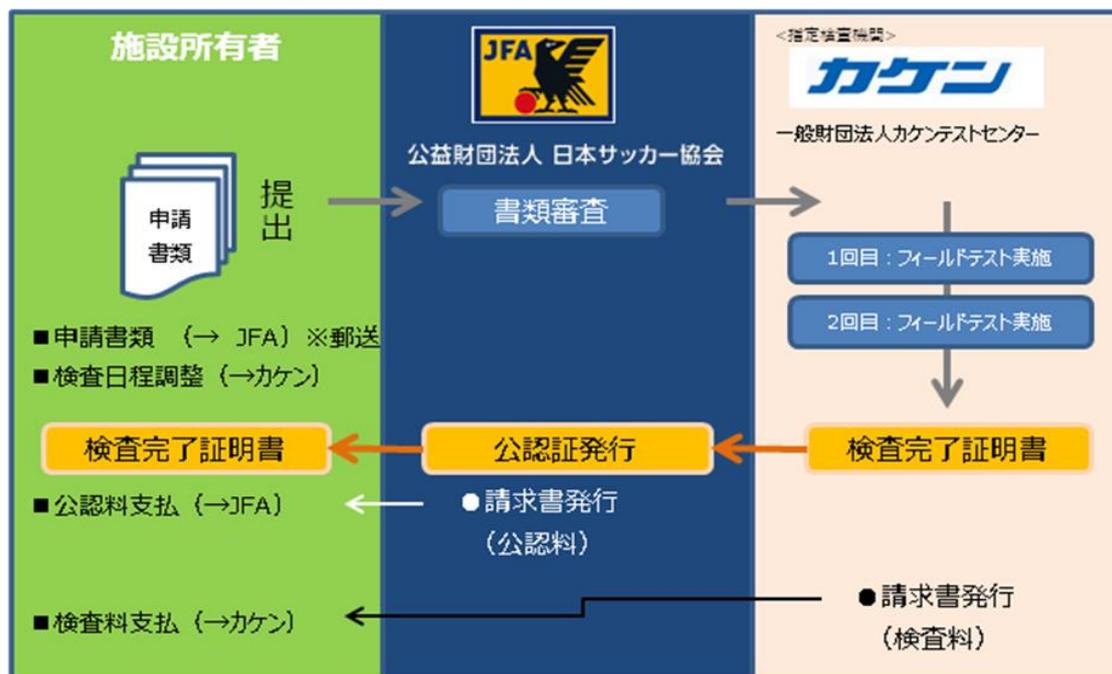


<申請の流れ>

- ① 申請者は下記書類を本協会へ提出する。
 - ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書(様式 1)
 - ・ ロングパイル人工芝製品仕様(様式 2)
 - ・ 登記簿謄本(外国企業の場合はこれに準ずる公的書類)
- ② 申請者は申請書類提出後、下記のサンプルを指定検査期間へ提出する
 - ・ 検査対象人工芝サンプル(1m×1m 2枚)
 - ・ ショックパッド(使用の場合のみ、1m×1m 1枚)
 - ・ 充填物
- ③ 検査完了後、指定検査機関より本協会に「製品検査完了証明書」を発行する。
- ④ 本協会より、指定検査機関発行の「製品検査完了証明書」と本協会発行の「製品検査完了証」を添えて検査結果を申請者へ通知する。

※「製品検査完了証明書」又は「製品検査完了証」が JFA 公認であるとの解釈にはなりません。
※「製品検査完了証」のホームページ上への掲載等は固くお断りいたします。

Ⅲ- ii . ピッチ公認申請の手順

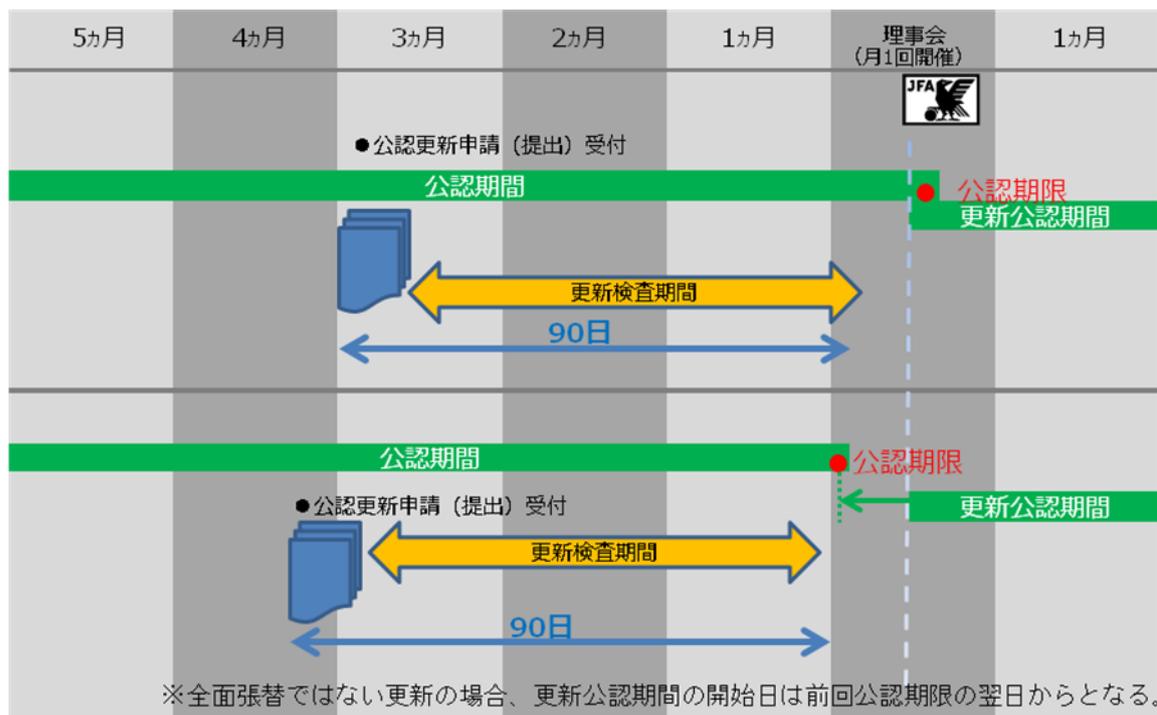


<申請手順> ※新規公認の場合

- ①施設所有者は下記書類を本協会へ提出する。
 - ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書(様式3)
 - ・ 製品検査完了証明書(写)
 - ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証(写)
 - ・ 工程表(人工芝敷設を含む)
 - ・ 人工芝ピッチ平面図
- ②本協会より指定検査機関へ通知する。
- ③施設所有者は指定検査機関と試験に関する日程調整を行う。
- ④指定検査機関は検査終了後、『検査完了証明書』をもって本協会へ報告する。
- ⑤本協会は申請者へ『検査結果通知』を送付する。
- ⑥本協会は、基準を満たしたピッチの申請者に対し、『JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認証』を発行する。
- ⑦申請者は指定の期日までに公認料の納付を行う。

※公認証は公益財団法人日本サッカー協会 理事会の承認をもって発行となる。

Ⅲ-iii. ピッチ公認更新申請の手順



<公認更新の手続き>

①申請者は公認期限終了の90日前までに下記書類を本協会へ提出する。

- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/4)]
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書(様式4) * 修繕がない場合も提出が必要

※ 敷設人工芝張替えなしの更新の場合、公認期間開始日は公認期限の翌日からとする。

※ 第13条に基づき、人工芝の全面張替による更新の公認期間は、新たに公認証の発行を受けた日より36カ月とする。

<費用について>

1. 公認料について

- ・新規公認 300,000 円(消費税別) 公認期間 36ヵ月
- ・更新1回目 100,000 円(消費税別) 公認期間 36ヵ月
- ・更新2回目 60,000 円(消費税別) 公認期間 24ヵ月
- ・更新3回目以降 30,000 円(消費税別) 公認期間 12ヵ月

※全面張替による更新時の公認料は 100,000 円(消費税別/公認期間 36 ヵ月)

2. 検査費用について(参考)

①ラボテスト(製品検査)の費用

- ・検査の可否に関わらず、受検した申請者に対して発生します。
- ・希望に応じて、指定検査機関から検査費用の見積書を発行します。

②フィールドテスト(現地検査)の費用

- ・ピッチの公認料とは別に、検査費用がかかります。
- ・検査の可否に関わらず、受検した申請者に対して発生します。
- ・新規の場合は下地が完成した時点(人工芝敷設前)と、ピッチが完成した時点(人工芝敷設後)の2回のフィールドテストの費用が必要です。
- ・更新の場合は、人工芝敷設後の1回のフィールドテストの費用が必要です。
- ・再検査が必要な場合は、別途、再検査費用が必要です。再検査は本検査から3ヶ月以内に受検してください。
- ・全面張替の場合は、別途指定検査機関へお問合せください。
- ・検査費用の内訳は、検査技術料、諸経費(検査員の旅費、試験機の往復の送料等)です。
- ・下記検査費用例はあくまで一例です。希望に応じて指定検査機関から検査費用の見積書を発行いたします。詳細は指定検査機関へお問い合わせください。

<フィールドテスト(現地検査)概算費用例>

関東地方での新設時(1面)の場合

下部構造特性の検査

- ・検査技術料(1面) $\text{¥}180,000 \times 1 = \text{¥}180,000$
- ・諸経費(検査員2名) $\text{¥}45,000 \times 2 = \text{¥}90,000$
- ・検査機器送料(往復) $\text{¥}40,000 \times 2 = \text{¥}80,000$

人工芝敷設後の検査

- ・検査技術料(1面) $\text{¥}360,000 \times 1 = \text{¥}360,000$
- ・諸経費(2名) $\text{¥}45,000 \times 2 = \text{¥}90,000$
- ・検査機器送料(往復) $\text{¥}60,000 \times 2 = \text{¥}120,000$

合 計 $\text{¥}920,000$

関東地方での更新(1面)の場合

- ・検査技術料(1面) $\text{¥}300,000 \times 1 = \text{¥}300,000$
- ・諸経費(検査員2名) $\text{¥}45,000 \times 2 = \text{¥}90,000$
- ・検査機器送料(往復) $\text{¥}60,000 \times 2 = \text{¥}120,000$

合 計 $\text{¥}510,000$

様式2(1/2)

(製品検査申請用)

ロングパイル人工芝製品仕様

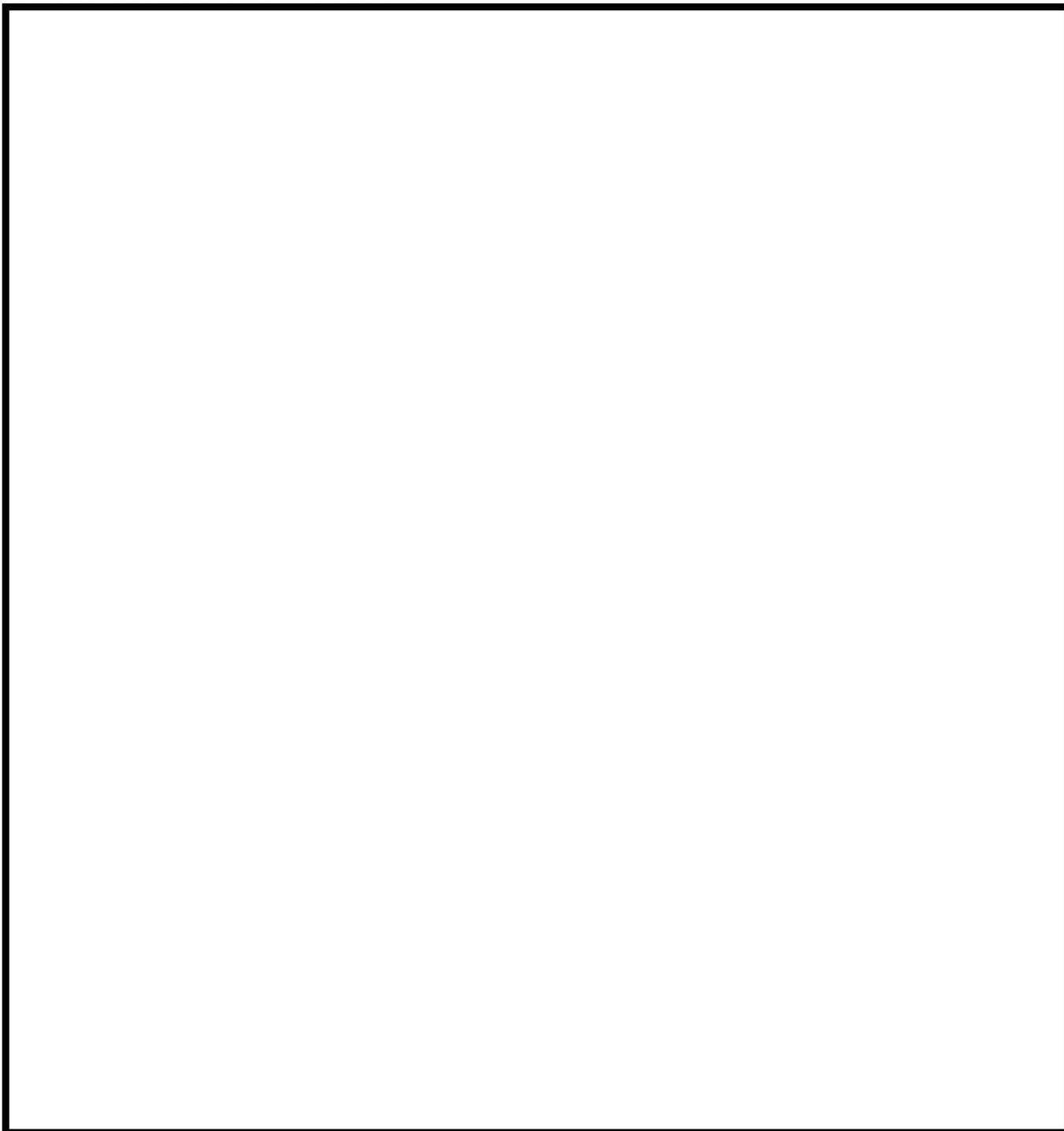
申請者は、内をすべて記入の上、提出すること。表2の許容誤差範囲内の仕様とすること。

品名		
品番		
材質	パイル	
	基布	
	バックキング	
	充填材	砂
弾性材		
単位面積の質量(kg/m ²)	人工芝(基布含む)	
単位面積のタフト数(個/m ²)		
パイルの長さ(mm)		
パイル糸の太さ(dtex)		
パイルの色		
弾性材の色		
充填材の粒径(mm)	砂	
	弾性材	
充填材の量(kg/m ²)	砂	
	弾性材	
充填材のみかけ密度(kg/m ³)	砂	
	弾性材	
充填材の深さ(mm)	砂	
	弾性材	
	砂+弾性材	
ショックパッド (使用する場合のみ)	材質	
	質量(kg/m ²)	
	厚さ(mm)	

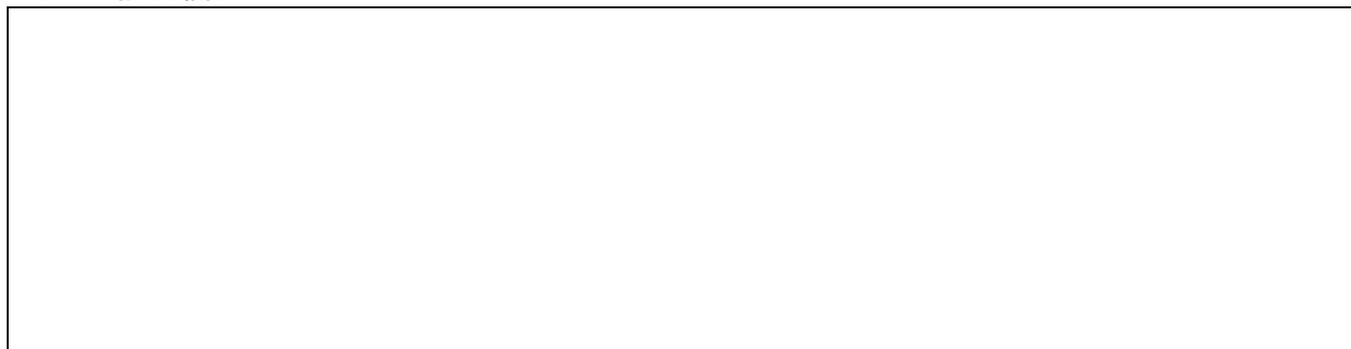
様式2(2/2)

(製品検査申請用)

充填状態(充填素材・厚さ等)を図示すること



<JFA 記入欄>



様式3(1/4)

(公認申請用)

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書

申請者は、 内をすべて記入の上、提出すること。

施設名称 ※仮称表記可	更新時の施設名変更：無・有（旧名称）		
申請種別	新規・更新・全面張替（更新） ※○印で囲む		
施設所在地	〒		
施設所有者	〒		
	(TEL)	(FAX)	
	ご担当者	(所属)	(氏名)
敷設人工芝	メーカー名： 品名・品番：	製品検査完了証明書No. () ()	
提出書類	新規	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3] <input type="checkbox"/> 製品検査完了証明書(写) (*)追加検査受検品は、初回受検時の証明書も添付 <input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証(写)・・・JFA 発行の書類 <input type="checkbox"/> 工程表(人工芝敷設を含む) <input type="checkbox"/> 人工芝ピッチ平面図	
	更新	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3(1/4)のみ] <input type="checkbox"/> ロングパイル人工芝修繕工事報告書 [様式 4] <input type="checkbox"/> 人工芝敷設前(下地)の自主検査結果 [全面張替の場合] <input type="checkbox"/> 製品検査完了証明書(写) [全面張替の場合] (*)	
期 日	新規	完成予定日 年 月 日	更新 公認期限 年 月 日
JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度規則により、指定の申請書類を添付し、申請いたします。			
申請日 年 月 日			
施設所有者 住所 役職名 代表者名 印			

<JFA 記入欄>

管理 No.		公認 No.	
(メモ)	JFA 受付日		受付印

様式3(2/4)

(公認申請用)

申請者は 内をすべて記入の上、提出すること。

1. 人工芝面

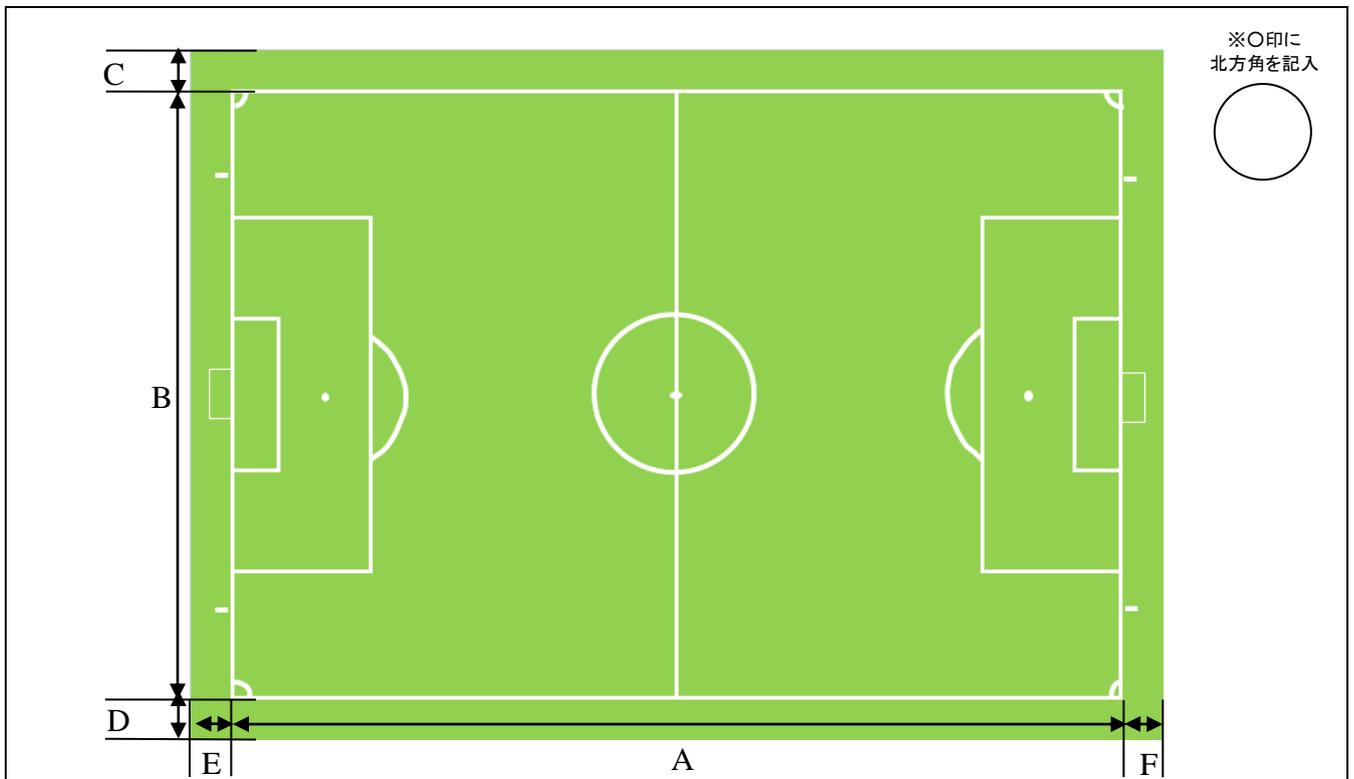
※サッカー競技規則（競技のフィールドより）

・長さ:最短 90m 最長 120m 幅:最短 45m 最長 90m

・フィールドマーキングはサッカーのためのラインと異なる色ではっきりと見分けられるならば、その他のラインの使用が認められる。

【芝の濃淡について】

プレーに支障が出ない範囲で天然芝ピッチのように濃淡でパターンを作ることにはできる。ただし、その場合の人工芝は同一製品で、かつ色のみ異なるパイル糸であり、いずれもラポテストを完了した場合に限る。



ピッチ及びその外側のサイズを記入すること。

ピッチサイズ	A	m	B	m				
外側部分	C	m	D	m	E	m	F	m

【サッカーの芝面について】

本協会では「スタジアム標準」に準じ、下記のピッチの広さを確保する事が望ましいと考えております。下記基準をご参考にご計画いただきますようお願い申し上げます。

[専用の場合] ①縦長 115m 横幅 78m ②ピッチの外側周囲は 5m以上を確保

[多目的の場合] ①縦長 108m 横幅 71m ②ピッチの外側周囲は 1.5m以上を確保

・サッカーピッチの広さはいずれの場合も 縦長 105m、横幅 68mが必要になります。

特に多目的グラウンド等でこのサイズが確保できない場合は、ピッチの外側に縁石等の障害物が無いよう安全管理にご留意ください。

様式3(3/4)

(公認申請用)

2. 所有する付帯設備

散水設備の構造 (※必要に応じて次項の5 に詳細を記入)	※設備名(スプリンクラー、ウォーターガンなど)を記入	基
	設置場所 ※○印で囲む	ピッチ外 ・ ピッチ内
	蛇口、散水口の数	□

3. 下部構造について (下地検査時に向けて事前の連絡事項をご記入ください)。

(必要に応じて 図面・書類を添付してください。)

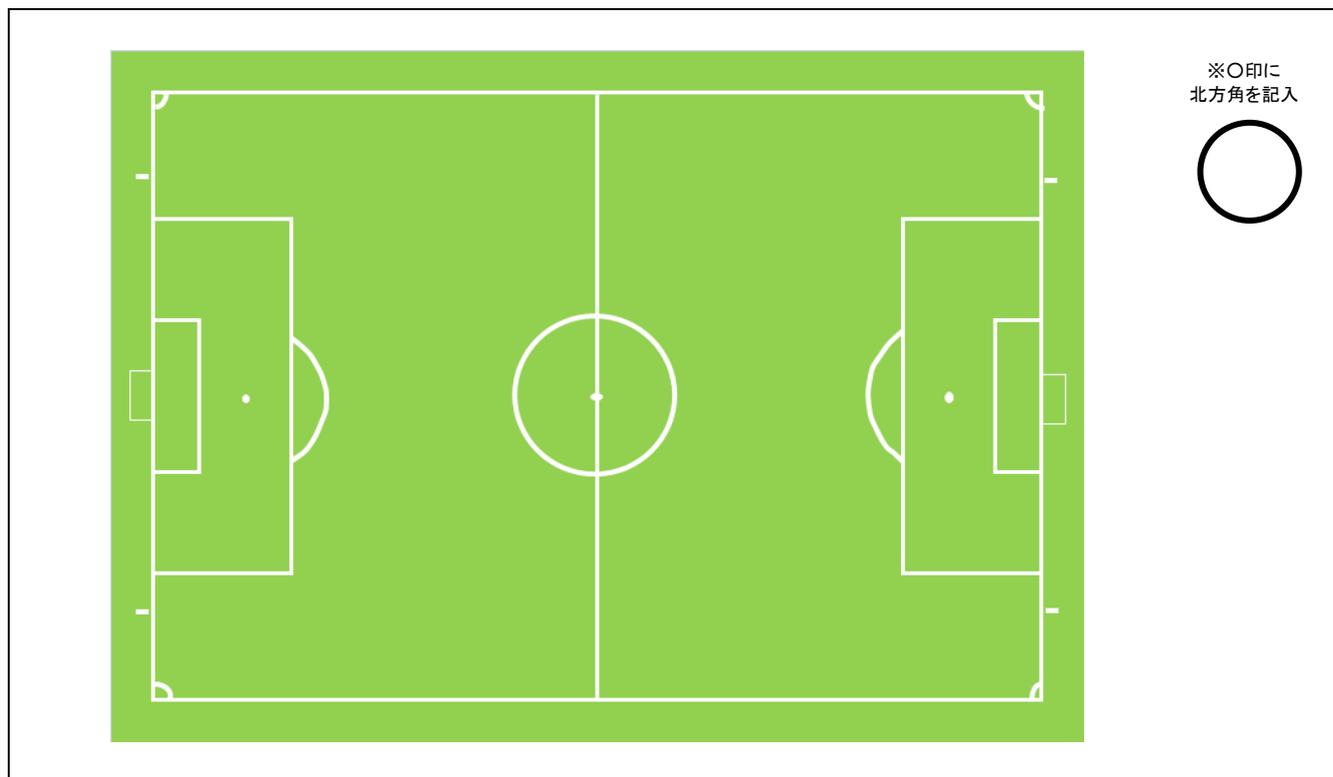
3.1 該当する表層面はどれですか? ※○印で囲む	ア ス フ ァ ル ト 、 砕 石 、 そ の 他 ()
3.2 下地検査時、ピッチ内に穴が開いている 箇所はありますか?	いいえ ・ はい (目的、位置、サイズ、数などを記載した図面を添付してください)

※下部構造の断面を図示してください。

様式3(4/4)

(公認申請用)

4. 傾斜の設計について、傾斜(%）、勾配の変化点、方向などを下図にご記入ください。
(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)



5. 人工芝敷設後検査時の、事前の連絡事項・確認事項についてご記入ください。また、その他、施設に関することについてご記入ください。(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)

5.1 敷設人工芝は、最新版のガイドブックに基づき、製品検査を完了した製品、または規則第5条③に基づく追加検査を完了した製品ですか？	いいえ (すぐに、追加製品検査を実施してください) はい (指定検査機関発行の製品検査完了証明書に、表2の検査結果が含まれているか、ご確認ください)
5.2 ピッチ内に目に見えるパターンを作っていますか？	いいえ・はい (ピッチ状況などがわかる図面、書類を添付してください)
5.3 人工芝敷設時、ピッチ内にゴールポスト用基礎を設置していますか？	いいえ・はい (目的、位置、サイズ、数などを記載した図面を添付してください)
5.4 ピッチ内にスプリンクラーを設置していますか？	いいえ・はい(構造、特徴、設置位置、サイズ、数、稼働状況、収納状況などの図面、書類を添付してください。)

【芝の濃淡について】

プレーに支障が出ない範囲で天然芝ピッチのように濃淡でパターンを作ることはできる。

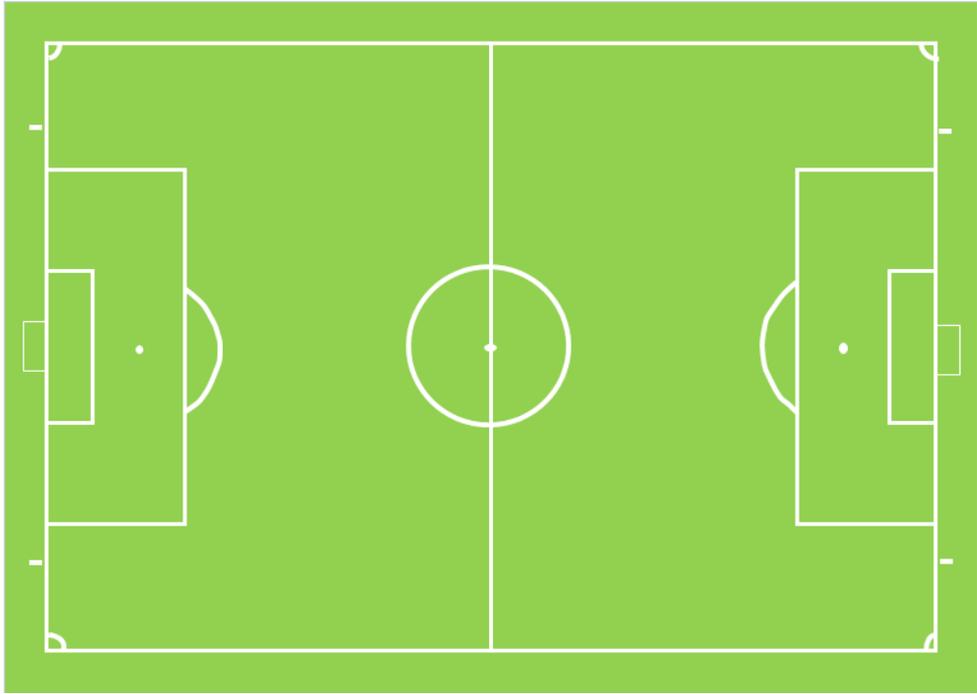
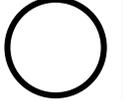
ただし、人工芝は同一製品で、かつ色のみ異なるパイル糸であり、いずれもラボテストを完了した場合に限る。

様式4

(公認申請用)

JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書

下記の図面に修繕箇所をマークの上、報告欄に修繕内容を記入すること。

	<p>※○印に 方角を記入</p> 
<p>(報告欄) ※下地調整、人工芝の部分張替等をした場合の詳細を記入。 ※修繕がない場合も「修繕なし」と記載のうえ、本紙を必ずご提出ください。</p>	

<JFA 記入欄>

管理 No.	公認 No.
施設名称	
品名及び品番	

様式5(1)

(公認申請用)

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認(公認の更新)における費用について

施設所有者以外の者が支払う場合には以下を参考に書類を作成し、提出ください。

年 月 日

公益財団法人日本サッカー協会 御中

施設所有社名

施設代表者名

印

支払代行者名

代行者代表者名

印

JFAロングパイル人工芝ピッチ公認(公認の更新)における 公認料(公認の更新料)について

「(公認施設名)」の人工芝ピッチ公認料(公認の更新料)について、下記の通りご連絡いたします。

記

1. 出金口座(銀行名・口座名義)

※着金の確認照合に必要なため、銀行名と口座名義をお知らせください

2. 振込金額

※更新回数や全面張替等で金額が異なります。

3. 振込代行理由

(例)

人工芝グラウンド整備工事を発注する際、JFAロングパイル人工芝ピッチ公認を取得する事も含めた工事仕様としたため。

様式5(2)

(公認申請用)

検査費用の支払の場合(例)

年 月 日

一般財団法人カケンテストセンター 御中

施設所有社名
施設代表者名

印

JFAロングパイル人工芝ピッチ公認(公認の更新)における 検査費用について

「(公認施設名)」の人工芝ピッチ公認検査費用について、下記の通りご連絡いたします。

記

1. 支払代行社名
〈下地検査費用〉
社名

住 所

TEL

FAX

役職名
代表者名

印

〈人工芝敷設後検査費用〉
社名

住 所

TEL

FAX

役職名
代表者名

印

2. 支払代行理由

(例)

人工芝グラウンド整備工事を発注する際、JFAロングパイル人工芝ピッチ公認の取得を含めた工

事

仕様としたため。

IV. 検査方法について

検査を受ける際の注意点

<ラボテスト(製品検査)>

- ・ 原則、品番ごとに申請・検査を受けるものとする。同材質でパイルの色や長さが異なる製品や充填物の色のみ異なる製品は、新たに品番をつけて申請し、新たに検査を受けること。
- ・ 1 つの製品内に濃色と淡色の 2 色のパイル系を使用した製品は、人工芝敷設時もラボテスト受検時と同じ状態で敷設をすること。
- ・ 製品の仕様は、表 2 の許容誤差範囲内とすること。
- ・ ラボテストを受ける場合、サンプルの充填作業の違いによるデータのばらつき防止のため、申請者が充填作業を行うこと。

<フィールドテスト(現地検査)>

- ・ フィールドテストは、原則として人工芝敷設完了後から3ヶ月以内に検査を受けるものとする。なお、気候やその他の条件により、上記期間内に受検できない場合は、事前に本協会に了承を得なければならない。
- ・ 敷設人工芝の素材特定および同一性検査は、現場から採取した人工芝、充填物、ショックパッド(使用の場合のみ)のサンプルを持ち帰り、ラボにて検査を実施する。
- ・ 現場でのフィールドテスト完了後から検査結果が出るまで 2～3 週間程度時間を要します。予めご了承ください。
- ・ 再検査は本検査から 3 ヶ月以内に受検すること。

検査に使用するボールについて

- ・ 検査には JFA 検定球を使用する。検査を実施する直前に、検査を実施する環境下で、 $2.0 \pm 0.01\text{m}$ の高さからコンクリート床上にボールを自由落下させた時に、コンクリート面から $1.35 \pm 0.03\text{m}$ の高さまで(ボールの底辺の位置)垂直反発するように、ボールの圧力を調整する。
- ・ ボールに過度の圧力調整が必要となり、メーカーが定義する通常の使用時の圧力を超える場合は、そのボールは検査に使用しない。
- ・ ボール表面の損傷を防ぐために、ボールの転がり検査に使用するボールは、その他の検査に使用しないようにする。

特記事項【重要】

- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規則第 5 条③に基づき、2018 年 3 月以前に製品検査完了証明書の発行を受けた製品は、本マニュアルに規定の表 1、表 2 の未受検項目の追加検査を実施し、新たな製品検査完了証の発行を受けなければなりません。
- ・ 規則第 5 条③を満たしていない製品を敷設したピッチは、2018 年 4 月以降の検査では、公認を受けることはできません。

ラボテスト(製品検査)

ボールの垂直反発高さの測定

ボールを無回転で自由落下させた時の表層面からの垂直反発高さを測定する。
音響法または視覚法のどちらかで実施する。



(検査条件)

検査機器

EN 12235 に規定の装置で、磁石や吸引装置などを利用しボールを回転させることなく自由落下させることが出来る機構を備えたもの。

落下高さ:ピッチ表層面からボールの底面まで 2m

<音響法>

時間計測器:1 ミリ秒の正確さで計測可能な、音響的に作動するもの。

ボールを 2m の高さから自由落下させ、1 回目と 2 回目のバウンド間の時間の長さ T を測定し、以下の計算式で反発の高さ H(m) を計算する。

$$H=1.23(T-\Delta t)^2 \times 100 \quad \Delta t=0.025 \text{ 秒}$$

<視覚法>

ビデオ:ボールの下面を撮影し、解析に使用できる程度の性能を持つもの。

ボールを 2m の高さから自由落下させ、反発したボールの下面の高さを読みとる。
ただし、フィールドテスト時、風速が 3km/h を超える場合、測定を行ってはならない。

斜め方向へのボールバウンドの反発の測定

角度を付けた状態で表層面に打ち出したボールのバウンド後の反発を測定する。



(検査条件)

検査機器

FIFA02 に規定

50±5km/h、角度 15±2° でボールを打ち出すことの出来る装置

ボールの速度を測定出来る適当な装置: 時速±0.1km の正確さで反発前後のボールの水平速度を測定することのできるレーダーガン。

レーダーガン等を用いて初速及びバウンド後の速度を測定し、以下の式から速度の比率を計算し、バウンド後の反発を求める。ただし、風速が 3km/h を越える場合、測定を行ってはならない。

$$\text{バウンド後の反発(\%)} = \left(\frac{\text{バウンド後に測定された速度の最大値 (km/h)}}{\text{打ち出し時の速度 (km/h)}} \right) \times 100$$

衝撃吸収性の測定

転倒時や走行時の表層面の衝撃吸収性を確認する。



(検査条件)

検査機器

FIFA04a に規定の AAA(Advanced Artificial Athlete)

おもりの重さ: 20kg(±0.1kg)

おもりの落下高さ: 55mm

ばね定数: 0.1 から 7.5kN の範囲で 2000±100N/mm

同じ地点にて 3 回連続して操作を行い、2 回目と 3 回目の測定値の平均値を求める。ただし、同じ地点での各測定は 30 秒(±5 秒)間隔とする。

力の減少(Fred)は、以下の式から算出する。

$$\text{Fred}(\%) = 1 - \left(\frac{\text{測定値の最大の力(N)}}{\text{コンクリート面について計算された理論値 6760N}} \right) \times 100$$

垂直変位の測定

走行時の表層面の垂直方向への変形量を測定する。



(検査条件)

検査機器

FIFA05a に規定の AAA(Advanced Artificial Athlete)
FIFA04a と同様に、力の減少と垂直変位を同時測定する。

最高速度に達した瞬間からの落下体の移動Dweight を、時間[T1、T2]の区間で速度を積分して計算する。

垂直方向変形(VD)は、以下の式から算出する。

$$VD = D_{\text{weight}} - D_{\text{spring}}$$

但し、

$$D_{\text{weight}} = \int_{T2}^{T1} g \, dt, \text{ with } D_{\text{weight}} = 0 \text{ mm at } T1$$

$$D_{\text{spring}} = \frac{\text{落下体の質量(kg)} \times g \times \text{衝撃時の最大加速度(m/s}^2\text{)}}{\text{ばね定数}}$$

ただし、

T1: テストフットが面に最初に触れた時間

T2: テストフットが面から跳ね返る時点の最高速度に対応する時間

g : 重力加速度

回転抵抗の測定

方向転換時のグリップ力を測定する。



(検査条件)

検査機器

EN 15301-1 に規定の装置

総重量: 46 ± 2 kg

シャフトの長さ: 800 ± 25 mm

接地ディスクのサイズ: 直径 145 ± 1 mm

ディスク上のスタッドの配置: ディスクの中心からスタッドの中心まで 46 ± 1 mm

スタッドの数: 6 個

検査中にテストフットの側面への動きを最小限にするための三脚とガイドを使用

約 60mm の高さから落下させ、その状態から垂直方向に余分な力がかからないようにしてトルクメータ

12 回転/分の速度で回転させる。最低 45° 回転させた時、トルクメータに表示される最高値を Nm 単位で記録する。

耐候性

人工芝の紫外線及び水分への耐久性について確認する。



(処理条件)

検査機器

JIS B 7753 に規定のサンシャインウェザーメータ

運転時の設定

ブラックパネル温度: 63°C

設定照射照度: 300nm~400nm の波長領域で 220MJ

散水時間: 18/120 分

上記処理を行った後、芝の変色およびパイル糸の引抜き強さを確認する。

耐光堅ろう度(芝の変色)

JIS L 0804 に規定の変退色用グレースケールを用いて判定する。

パイル糸引抜き強さ

JIS L 1021-8 B 法にて未処理品及び耐候処理後品の検査を行う。

この際、パイル 1 本(1 束)を引抜くこととする。

耐久性－耐摩耗性

使用により摩耗された後の芝の性能を確認する。



(処理条件)

検査機器

各摩耗輪の重量(軸を含む): 26800±100g

各摩耗輪に取り付けられたスタッドの数: 145 個

スタッドの仕様: FIFA Quality Concept for Football Turf—Handbook of Test Methods (January 2012 Edition)に規定のスタッド

摩耗輪のサイズ: 長さ 300±2mm × 直径 118±1mm

摩耗輪の回転数: 前輪 7 回転時(9 本歯)、後輪 3 回転(21 本歯)

摩耗輪の往復時間(1 サイクル): 6.5 秒; 直線速度 0.1m/s

サンプルの往復時間(1 サイクル): 2.3 秒(1.9cm)

摩耗処理 5200 往復を行ったサンプルにて、以下の検査を行う。

- ・ボールの垂直反発高さ
- ・衝撃吸収性
- ・垂直変位
- ・回転抵抗

パイル、弾性材の色

RAL 色見本より判別し、RAL 番号で報告する。



※その他の検査方法は、対応する各規格原本を参照

●フィールドテスト(現地検査)

フィールドテストは、下地が完成した時点で下部構造に関する検査を受け、基準に適合した基盤のみ人工芝を敷設したのち、人工芝の性能に関する試験を受けることができる。人工芝の性能に関する検査は、原則として敷設後3ヶ月以内実施する。

●下部構造特性の検査

・傾斜の測定

適当な測量用機器を用い、センターマークから各コーナー方向への傾斜を測定する。

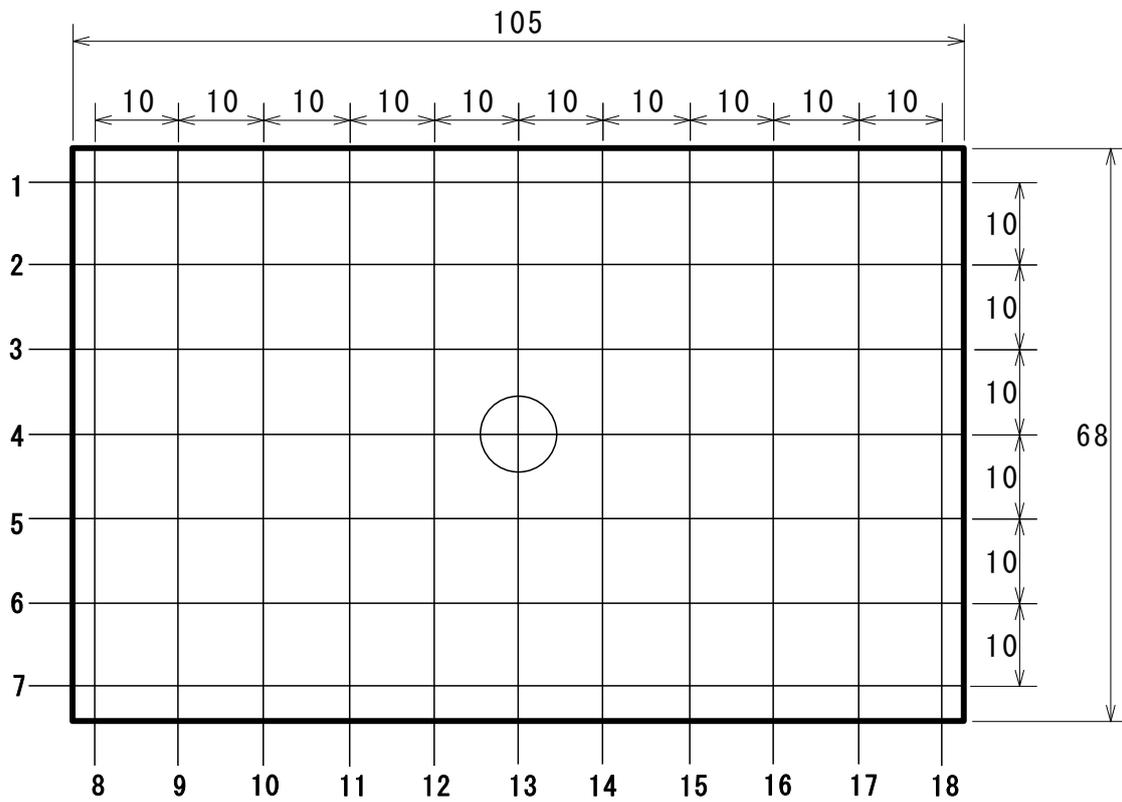
基準値は、1.0%以下とする。現場の排水計画により、設計上この基準値を満たさない場合は、別途理由書を添付すること。

・平坦性の測定

3m プロフィルメータを用い、ピッチのタッチライン上及びゴールライン上に加え、以下の1から18のライン上についても測定し、得られた数値から偏差値を求める。

ただし、勾配の尾根のラインをまたいで測定しなければならない場合は、その部分から得られた数値は除外し偏差値を算出する。

基準値は、各ライン 2.4mm 以下とする。



透水性の測定

現場透水試験器を用い、基盤の透水性能を測定する。ただし、測定位置は規定しない。
 基準値は、プレーエリア内のどの地点においても 15 秒以下/300ml とする。

人工芝敷設後の検査

※ボールの垂直反発高さ、衝撃吸収性、垂直変位、回転抵抗、敷設人工芝の素材特定および同一性検査方法はラボテスト(製品検査)と同様の方法

ボールの転がりの距離の測定

ボールが表層面を転がる際の転がり距離を測定する。



(検査条件)

検査機器

FIFA03 に規定の試験機

レール幅 $105 \pm 5\text{mm}$ 、 45° のレール上、1m の高さからボールを転がすことのできる装置

1m の高さからボールを転がした際の転がり距離を求める。ボールが最初に芝面と接触した位置から、ボールが止まった位置のボールの中心点の真下の位置までの距離を測定する。

同様の測定を少なくとも 4 方向 (0° 、 90° 、 180° 及び 270°) 行い、すべての測定値の平均値を求める。ただし、風速が 3km/h を越える場合、測定を行ってはならない。

ピッチの外観検査

競技面の不陸の有無や芝の損傷などを確認する。



(検査条件)

検査機器

FIFA12 に規定の試験機

隙間ゲージ:長さ 250mm×幅 15mm、高さ範囲 2~18mm で上部表面が 1mm 間隔で高くなるよう段階的になっていること

直定規の 75mm×3000mm の面をスライド面とし、ピッチの縦の線と平行に引っ張る。

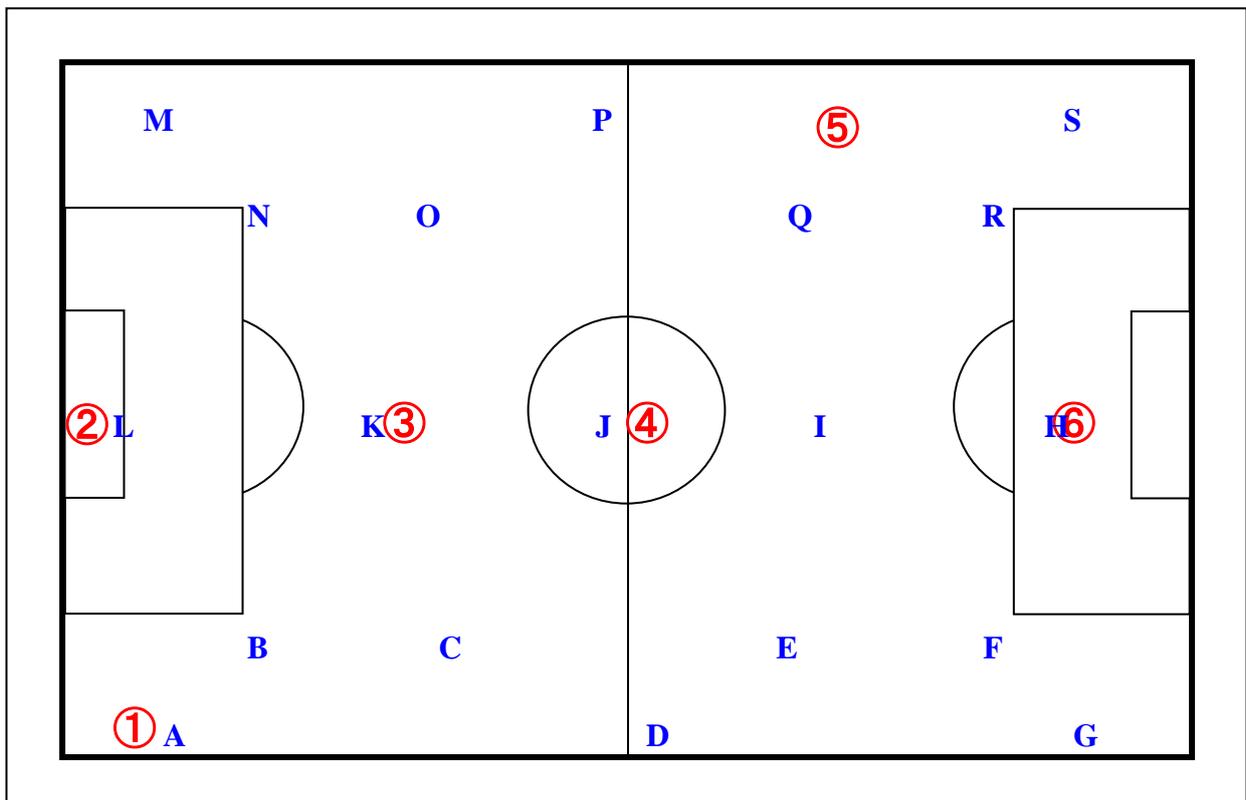
縦方向の検査が終わったら、次に横方向の検査を行う。目視でピッチ面と直定規との隙間を確認し、隙間ゲージで寸法差を測定する。10mm 以上の寸法差を記録する。

その他、芝の抜けによる基布の露出、基布の破れ、継ぎ目の開きなどプレーに支障がある箇所がないか確認する。

測定位置



各検査のフィールドテストの測定位置は以下の①～⑥の 6 箇所とする。ただし、衝撃吸収性・垂直変位検査の測定位置はA～Sの 19 箇所とする。また、敷設の状況を確認したうえで、検査機関の判断により任意の測定位置を追加する場合がある。



フィールドテストは、継ぎ目やライン上では実施しない。
ただし、ボールの転がり距離の検査で、それらの部分をまたぐ場合は例外とする。

V. ガイドライン

1. 高温対策について

人工芝は天然芝に比べ温度が高くなる傾向にあるため、表面温度をコントロールする必要がある。表面温度を下げる手段のひとつに、散水があげられる。夏場、高温になる地域ではあらかじめ散水設備等を設置し、表面温度を下げる対策をとるべきである。ただし、散水を行う場合、散水直後は一時的にピッチ上の湿度が高くなるためタイミングを考慮すること。

周囲に日陰等がない場合は、日陰と風通しが十分にある休憩場所を別途設置することが望ましい。

2. 廃棄時における注意

ピッチの全面改修などで不要となった人工芝を廃棄する場合は、産業廃棄物として取り扱われることになる可能性が非常に高い。したがって、廃棄の際は各自治体の規則に従うこと。また、廃棄時に費用が発生することに留意されたい。

3. メンテナンスについて

天然芝と比較すると、人工芝は日常的なメンテナンスが少ないが、全く必要ないというわけではない。落ち葉やごみを取り除いたり、ブラッシング等の手入れが必要となる。人工芝の性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、人工芝メーカーや施工業者と相談し、定期的なメンテナンスの実施を推奨したい。



VI. 問い合わせ先

<公認に関するお問い合わせ先> ※申請書送付先・制度に関するお問い合わせ
公益財団法人日本サッカー協会 フットボール本部 国内競技運営部
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4-18トヨタ東京ビル
TEL:03-3830-1809 E-mail: jfa_longpileturf@jfa.or.jp

<指定検査機関> ※フィールドテストの日程調整や検査費用に関する問い合わせ
一般財団法人 カケンテストセンター 大阪事業所 資材ラボ
〒550-0002 大阪市西区江戸堀 2-5-19
TEL:06-6441-0315
FAX:06-6441-2420